

7 章 函 渠 工

7.1 函渠工

7.1.1 函渠工 (1)

7.1.2 函渠工 (2)

7章 函渠工

7.1 函渠工

7.1.1 函渠工(1)

1. 適用

函渠工（現場打カルバート工）の施工に適用する。
ただし、河川工事で施工する樋門・樋管、水路等には適用しない。
なお、適用はボックスカルバートの1層2連までとし、土被り範囲は9m以下とする。
また、適用を外れる現場打カルバート工については、函渠工（2）を適用する。

2. 数量算出項目

函渠本体コンクリート（ウイング、段落ち防止用枕を含む）、化粧型枠、鉄筋の数量を区分毎に算出する。
また、基礎砕石（敷均し厚20cm以下）、均しコンクリート、目地・止水板（I型）については必要の有無を確認する。

- 注) 1. 鉄筋工については、「第1編（共通編）4.3.1鉄筋工」によるものとする。
2. 基礎砕石（敷均し厚20cmを超える場合）については、「第1編（共通編）9.1砕石基礎工」によるものとする。
3. 目地・止水板（I型以外の形状）については別途考慮するものとする。
4. 冬期の施工で雪寒仮囲いが必要な場合については、「第1編（共通編）11.6.2雪寒仮囲い工」によるものとする。

3. 区分

区分は、規格、断面とする。

(1) 数量算出項目及び区分一覧表

項目		区分	規格	断面	必要性の有無	単位	数量	備考
函渠本体コンクリート			○	○	—	m ³	○	
基礎	敷均し厚20cm以下		×	×	○	—	×	
砕石	敷均し厚20cm超え		○	×	—	m ²	○	
均しコンクリート			×	×	○	—	×	
目地・	I型		×	×	○	—	×	
止水板	I型以外の形状		○	×	—	備考	○	m ² 及びm
化粧型枠			×	×	—	m ²	○	必要量計上
鉄筋			○	×	—	t	○	
足場			×	×	(×)	—	×	注) 2

注) 1. 函渠本体コンクリートの規格はコンクリート規格とする。

2. 雪寒仮囲い等で足場が必要な場合及び特殊な足場を別途計上する必要がある場合は、必要の有無を「×」とし別途算出する。

なお、一般的な施工をする場合は必要の有無を記載する必要はない。

(2) 断面区分

区分	内空幅：B (m)	内空高：H (m)
①	1.0 ≤ B < 2.5	1.0 ≤ H < 2.5
②	2.5 ≤ B ≤ 4.0	1.0 ≤ H < 2.5
③	1.0 ≤ B < 2.5	2.5 ≤ H ≤ 4.0
④	2.5 ≤ B < 4.0	2.5 ≤ H ≤ 4.0
⑤	4.0 ≤ B < 5.5	2.5 ≤ H < 4.0
⑥	5.5 ≤ B ≤ 7.0	2.5 ≤ H < 4.0
⑦	4.0 ≤ B < 5.5	4.0 ≤ H < 5.5
⑧	5.5 ≤ B < 7.0	4.0 ≤ H < 5.5
⑨	7.0 ≤ B < 8.5	4.0 ≤ H ≤ 5.5
⑩	8.5 ≤ B ≤ 10.0	4.0 ≤ H ≤ 5.5
⑪	4.0 ≤ B < 5.5	5.5 ≤ H ≤ 7.0
⑫	5.5 ≤ B ≤ 7.0	5.5 ≤ H ≤ 7.0

注) 1層2連の場合の考え方は、以下のとおりである。

- ・同一断面の場合 : 1連分のB、Hで決定
- ・異形断面の場合 : 大きい断面のB、Hで決定

4. 数量算出方法

数量算出は、「第1編(共通編)1章基本事項」によるものとする。

7. 1. 2 函渠工(2)

1. 適用

函渠工（１）の適用を外れた函渠工に適用する。

函渠工（１）の適用を外れた函渠工

河川工事で施工する函渠

- ・樋門・樋管（函渠（門柱等含む）、翼壁、水叩）、ボックス形式の水路等

道路工事で施工する函渠

- ・ボックスカルバート以外の函渠
- ・１連または１層２連以外の函渠
- ・土被りが９mを超える函渠
- ・7. 1. 1 函渠工（１）の適用を外れる函渠

2. 数量算出項目

函渠本体コンクリート（ウイング、段落ち防止用枕を含む）、型枠（化粧型枠）、鉄筋、足場、支保等各々について各とりまとめにより数量を算出する。

- 注）
1. コンクリート（函渠本体コンクリート）については、「7. 1. 1 函渠工（１）」によるものとする。
 2. 型枠については、「第１編（共通編）4. 2 型枠工」によるものとする。
 3. 鉄筋については、「第１編（共通編）4. 3. 1 鉄筋工」によるものとする。
 4. 足場については、「第１編（共通編）11. 4 足場工」によるものとする。
 5. 支保については、「第１編（共通編）11. 5 支保工」によるものとする。
 6. 基礎砕石については、「第１編（共通編）9. 1 砕石基礎工」によるものとする。
 7. 均しコンクリートについては、「第１編（共通編）4. 1 コンクリート工」によるものとする。
 8. 目地・止水板については別途考慮するものとする。
 9. 冬期の施工で雪寒仮囲いが必要な場合については、「第１編（共通編）11. 6. 2 雪寒仮囲い工」によるものとする。